

第5回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

第5回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成22年2月25日（木）10：00～12：00

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）会議室

出席者：岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、佐々木委員、清水委員、高橋委員、田中委員、三木委員（五十音順）

- 議題：1 平成22年度の事業計画及び予算（案）【船員保険事業】について
2 準備金の管理・運用について
3 今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討について
4 船員保険特別支給金の支給について
5 船員保険福祉施設に対する支援措置について
6 その他

岩村委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第5回船員保険協議会を開催いたします。初めに委員の出欠状況、そして本日の資料の確認につきまして、事務局から御報告をいただきたいと思っております。お願いいたします。

神田次長 おはようございます。まず本日の委員の出欠状況でございますが、野川委員、田付委員が欠席でございます。なお、大谷委員、大内委員は遅れて見える予定になっております。また、本日はオブザーバーとして厚生労働省より御出席をいただいております。

議事に入ります前に、事務局を務めます全国健康保険協会において本年1月から船員保険事業を国から引き継ぎ、新たに本部に船員保険部を設けましたことに伴い、異動がありましたので御紹介いたします。まず、船員保険担当理事の高原でございます。

高原理事 どうぞよろしくお願いいたします。

神田次長 私は船員保険部次長の神田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りさせていただいております資料は、

資料1、平成22年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業分】について。

資料1 - 2、平成22年度予算（業務経費及び一般管理費の内訳）（案）。

資料2、準備金の管理・運用について(案)。

資料3、今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討について(案)。

資料4、船員保険特別支給金の支給について(案)。

資料5、船員保険福祉施設に対する支援措置について(案)。

報告資料、船員保険職務上年金等の2月定期支払いにかかる振込不能の発生について。

御確認をお願いいたします。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。資料は皆さんお手元にありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは早速議事に入りたいと思います。議事次第に沿いながら進めさせていただきます。まず1番目は、平成22年度事業計画及び予算(案)船員保険事業分についてということでございます。これにつきましては資料も用意されておりますので、まず事務局の方から御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

神田次長 それでは、船員保険事業の平成22年度事業計画及び予算(案)について御説明いたします。資料1をごらんください。

まず、協会の理念に立脚した上で、船員保険事業を通じ、我が国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組むという基本的考え方に立って事業運営に取り組んでまいります。

また、協会として船員保険事業がスタートしましたのはこの1月からでございますので、21年度は実質3カ月の事業運営でございました。そのため、22年度につきましては、安定的な事業運営基盤の早期確立を目指し、21年度との連続性にも配慮した上で事業運営を行うこととしております。

なお、下線部分が22年度主に変更した箇所でございますので、この点を中心に御説明いたします。

まず、(1)ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供ということでございます。船員保険の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努めることとしております。

それから、(2)透明かつ公正で効率的な事業運営、(3)保険者としての健全な財政運営、これにつきましては21年度と同様の内容でございます。

(4)安定的な事業運営基盤の早期の確立として、協会の業務を効率的、適切に実施していくために労働基準監督署、あるいは日本年金機構等、関係機関との円滑な連携体制を

構築していきたいと思っております。

3ページの重点事項でございますが、1の(2)としまして、22年の8月までに新たな被保険者証への切り替えを円滑かつ着実に実施してまいります。従来の紙の保険証から、家族も1人1枚のプラスチックカードに変更いたします。

(3)情報提供・広報の充実でございますが、新たにホームページに、仮称でございますが、船員保険マンスリーの掲載をいたしたいと考えております。あるいは、関係団体の協力も得ながら、機関誌等を活用させていただき、広報を実施したいと考えているところでございます。

4ページになります。(5)準備金の安全確実かつ有利な管理・運用を行います。これにつきましては後ほどの議題でまた詳しく御説明いたします。

2の(2)サービス向上のための取り組みでございますが、職務外給付につきまして、サービススタンダードということで、受付から振り込みまでの期間を15営業日としております。下半期にはこれを100%達成を目標に、着実に実施してまいります。

(4)レセプト点検の効果的な推進ですが、来年4月からのレセプトの原則電子化に向けまして、システムによる点検の充実・強化を図ります。

5ページに入りまして、(4)保健・福祉事業のあり方の検討でございますが、これまで実施してきた事業を検証するための作業チームを設置したいと考えております。これにつきましても後ほどの議題でまた詳しく御説明いたします。

4.組織運営及び業務改革等でございますが、健康保険部門との連携及び情報共有を図り、リスク管理や経費の削減等に努めてまいります。

6ページ、(6)制度改正関係の記録の整理等ということで、今般の制度改正、あるいは社会保険庁から協会へ事業の運営主体が変更になったということ契機にいたしまして、19年度改正の記録の整理や、関係者による座談会の開催、あるいは船員保険のシンボルマークの公募等の実施を検討していきたいと考えております。なお、平成22年度は、昭和15年に船員保険法が施行されてからちょうど70年の節目にもなる年でございます。

7ページでございますが、各種事業の目標指標ということで、先ほどのサービススタンダード以外にも、保険証の交付までの日数であるとか、健診の実施率、レセプト点検効果額等につきましてそれぞれ目標を定めているところでございます。

8ページ、9ページは、事業の事項ごとにその内容を整理した表でございます。

10ページからは予算になりますが、協会への船員保険事業移管時に、基本的には22年

1月から23年3月までの15カ月間の収支を見通しておりましたので、基本的にはそれに大きな変更要素はございません。10ページの(2)債務負担行為でございますが、複数年度にわたり契約が必要な事項になりますが、この限度額につきましては健康保険も含めた額になっております。

11ページになりますが、国の予算とリンクする部分につきましては、国の予算の計算方法を踏襲しております。収入につきましては保険料等交付金、国庫補助金、国庫負担金、職務上年金給付等交付金。支出では保険給付費、拠出金等、介護納付金が該当いたします。まず収入欄でございますが、保険料等交付金が355億5200万円。被保険者数で前年比1.7%減の6万502人。平均標準報酬月額で0.5%減の39万3035円を見込んでおります。これにつきましては年金機構が徴収した保険料が交付金として交付されます。疾病任意継続の保険料が15億3100万円。この保険料につきましては協会が直接徴収いたします。国庫補助金が29億4200万円。国庫負担金が2億8400万円。協会が行う事務に対する負担金でございます。それから、職務上年金給付等交付金が77億9900万円。昨年12月までに発生した職務上の給付につきまして労災勘定からの交付金を受け、協会が支給するものでございます。次の雑収入9500万円は、保険給付の返納金の収入でございます。準備金戻入の4億6600万円は被保険者の保険料負担軽減分に相当するものでございます。以上の合計で486億7200万円の収入予算でございます。

次に支出の方でございますが、保険給付費が307億1000万円。被保険者数の減もございますので、前年比0.1%の減を見込んでおります。また、前期高齢者納付金等拠出金の合計が111億2600万円。介護納付金が32億3000万円を見込んでおります。次の業務経費と一般管理費につきましては別の資料で詳しく御説明させていただきますので、恐縮ですが資料1-2をごらんいただきたいと思います。ほとんどの経費につきましては満年度化によりまして21年度予算と比較して増額しております。また、健康保険と共有する経費については按分により計上しているところでございます。業務経費のうち、保険給付等業務経費でございますが、被保険者証の発行・更新経費、給付関係の入力経費、ファームバンクへの手数料、補助員等の経費などにつきまして、合計で1億7200万円を計上しております。次のレセプト業務経費では、レセプト磁気媒体化経費や、医療費通知経費、レセプト点検費等、合計3400万円を計上しております。それから、保健事業、健診に要する経費でございますが、5億2000万円。福祉事業として各事業に要する経費として3億7500万円を計上しているところでございます。ここで訂正といいますが、大変申しわけないんですが、

ここの欄で特別支給金に係る予算というのが計上漏れが今朝判明いたしまして、この部分につきましては追加修正の上、また各委員に御連絡したいと思っております。大変申しわけございませんでした。この福祉事業の中で保養事業の経費としまして3億円の予算も計上しているところでございます。2ページになりますが、その他の業務経費ということで、広報経費や業務改革・サービス向上経費等、1300万円。以上、業務経費合計では11億1400万円になります。

次の一般管理費でございますが、人件費や福利厚生費のほか、一般事務経費としましてシステム経費、事務室の借料、光熱費、消耗品等の必要な経費を計上しております。一般管理費の合計は11億2000万円になるところでございます。

以上、資料1 - 2でございます。恐縮ですが、また、資料1の11ページにお戻り願いたいと思います。雑支出4600万円につきましては、疾病任意継続の保険料を還付する場合に発生する必要な経費でございます。予備費として保険給付費の1%、3億1000万円を計上しておりますが、それを除きましても準備金繰入として10億1500万円の剰余が見込まれるところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、特別支給金の経費が一部計上漏れになっておりますので、ここにつきましては数字が変動いたします。

以上、予算上は全体的には単年度収支のバランスはとれているところでございますが、今後標準報酬の推移、あるいは保険給付費の動向を注意深く見守るとともに、協会としても適正な予算の執行や歳出の縮減に努めてまいります。以上で資料の説明を終わらせていただきます。

岩村委員長 ありがとうございます。まず私の方からお伺いしたいんですけれども、特別支給金の予算が計上されてなかったということでございますが、恐らく今日の審議との関係では、その計上漏れ分が一体どのくらいで、それが今日の事業計画の審議に実態的に影響を及ぼすのか、それとも、後ほど資料を差しかえていただいて確認すれば特に今日の事業計画の審議に影響を及ぼすようなものではないというものなのか、その点についてちょっとはっきりさせていただければと思います。

神田次長 額的にはまだ試算できておりませんが、数億単位の額になります。基本的にはその分が準備金繰入の部分が減になるということで、その他の項目には影響がございません。

岩村委員長 そうすると、準備金の額がその分減るということで、それが今年度の予算の執行に当たって何か支障を及ぼすようなものであるのかなのか。

神田次長 それはございません。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、どうぞ、今年度のこの事業計画につきまして、皆様から御質問、御意見等をいただければと思います。田中委員、どうぞ。

田中委員 資料1の1ページの一番下、加入者の視点に立ったサービスの向上ということで記載されております。加入者の意見や要望を適切に受けとめ、業務やサービスの改善に反映させる。それから、もう1点ここで、協会本部、船員保険部で業務の集中的な執行管理を行って、システム化による本部一括処理により事務処理の迅速化を図るということで、ぜひこういう事務処理は迅速にするという工夫はどんどんしていただきたいと思います。それで、逆に若干このことで心配される点なんですけども、事務処理はこれでいいと思うんですが、いろんな窓口での対応等に的確に対応を今後ともぜひお願いしたいと思います。特に制度移行直後でございますので、いろんな事業者あるいは被保険者からの質問等で、窓口でわかりませんというような対応にならないように、その辺はしっかりと適切な対応をぜひお願いしたいと思います。例えば、それはちょっとまだわかりませんとかいうのじゃなくて、直接問い合わせとかいろんなものが出てきたものに対しては、窓口で即答できなければ協会本部の方で集約をして、返答内容を検討して、問い合わせ者に対して返事をするというくらい丁寧に対応をしていただきたいと思います。新しい制度ですから、被保険者はもちろんのことなんですけど、事業者の方も窓口でいろんな部分について、これは変わるんだろうか、変わらないんだろうかというような部分というのは多々あると思いますので、大変だと思いますけど、当分の間、窓口でのいろんな問い合わせを決してやりっぱなしということのないように、必ずそれがフィードバックされる、そしてどういう問題点、問い合わせがあるかということは常に掌握をして対応をお願いしたいと思います。

もう1点、これは3ページの(3)情報提供・広報の充実というところで、ホームページの活用が記載されております。こういう時代ですのでホームページの活用というのはぜひ積極的にお願いしたいと思うんですが、反面、船員の場合はその職場が洋上にあって、そういう通信の設備がいつでもインターネットを立ち上げられるという環境には全くございません。したがって、ホームページの整備というのはどちらかというと休暇中の船員、あるいは留守家族ということが対象になるわけですから、紙媒体によるいろんな周知とかそういったことはしっかり残していただきたいと思います。予算の方にも関連しますけども、こういう管理予算というのはできるだけ経費節減をしていただきたいですし、そうい

う方向だろうと思いますけれども、紙媒体をホームページにかえることで生じる問題というのは船員の場合非常に大きいということを御認識いただいて、これは私の意見ですけれども、ホームページは例えば留守家族が見て、お父ちゃんに聞かなくてもホームページを見たら船員保険の取り扱いがわかったと、こういうふうなことが使い方としてはいいんじゃないかなと思います。紙も本船に乗り込んでいる乗組員の目に届くような形はぜひ残していただきたいと思います。

それからもう1点、最後ですけれども、6ページの一番下のシンボルマークの公募ですけれども、船員の世界でこの船員保険がこれほど大きく変わるということは非常に大きなことであります。新しい全国健康保険協会の中の船員保険部が船員に正しく浸透する中で非常に良いアイデアだと私も思いますので、ぜひ現場の船員が参加できるようなシンボルマークの公募を工夫して、現場の船員にもぜひ参加を促すような方法で公募をしていただければいいのかなと思います。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。幾つか御意見だと思いますけれども、何か事務局の方で。高原理事、お願いします。

高原理事 田中委員から3点御指摘、御意見を頂戴いたしました。まず第1点の窓口での的確な対応といった点については、当然のことだと思いますので、私どもも十分心して事業運営に取り組んでまいりたいと思います。

それから2点目の広報の関係でございます。まずは積極的な情報発信、情報提供ということで、経費の点も考慮しまして、ホームページに毎月積極的な情報提供をさせていただくということを新年度から始めていきたいと思っております。御指摘のように、船員の皆様の勤務の特殊性ということをお察した紙媒体での情報提供、広報をどうするか、この点につきましては経費との兼ね合いもございますので、宿題事項ということで今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それから3点目につきましては、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、現場の船員の皆様にちゃんとこの公募の趣旨が届くように、また、各団体の御協力もいただきまして公募をさせていただくようにしていきたいと思っております。

岩村委員長 神田次長、お願いします。

神田次長 すいません、先ほどの特別支給金の御説明でちょっと訂正がございます。それにつきましては、支出の欄の保険給付費のところ既に計上されておりますので、今回

そこから福祉事業の方に経費を移管して訂正したいと思います。したがって、先ほど申し上げました準備金繰入が減るということではなくて、項目間の入れかえということで対応させていただきたいと思います。失礼しました。

岩村委員長 ありがとうございます。そうしますと、支出のところの保険給付費のところに変動が生じて、その分が福祉事業費の方に移るということでございますね。わかりました。そうすると、結局、準備金繰入の額は動かないということで、予算全体としての額の変化というのは項目の入れかえが生じるだけだということによろしくございますね。

小坂委員 それだったら今の話と金額的にはかなり違うのではないかと。さっきは数億って言ったが、それでつじつま合うのですか？

岩村委員長 その点はいかがですか。

神田次長 特別支給金の年間見込額がそれだけになるということでございます。

岩村委員長 もうちょっと詳しく説明していただいた方が、お金の問題なので、かつ予算の問題ですから重要ですから。

高原理事 補足させていただきます。特別支給金の案につきましては後ほど御説明させていただきますが、制度改正の前後で、従来の給付の水準が維持されるようにという考え方で、今回の制度改正の前後で若干漏れ落ちる部分が生じるので、そのところを特別給付金ということで埋めていこうという考え方でございます。あわせて、従来より支給させていただいておりました支給金が項目として福祉事業経費の費目に計上が漏れていた部分があるため、修正させていただきたいという趣旨です。保険料率に影響するようなことではございませんし、トータルの支出は準備金繰入にも影響がない形で、項目間の調整で整理できるものと考えておりますので、いずれにしても、再度整理させていただきまして御報告、御説明させていただきたいと思います。

岩村委員長 要は、ポイントは、きょう出ているこの11ページの予算(案)の支出項目のところ、支出総額には結局変わりはありませんということですね。そこがまず一番大事なところで、あとは、支出の項目の中での金額の動きがありますと。具体的には、保険給付費と福祉事業経費の間での数億単位でのお金の動きが生じますと。具体的にいうと、保険給付費のところは307億ですので、それが例えば304億くらいになって、そして福祉事業経費のところはその分が上乗せされると、それで間違いありませんね。そこが一番大事なことなので。

高原理事 そういうことでございます。

岩村委員長 そういうことでございますね。あと細かい数字は、また精査して、きょうの予算の11ページのところを差しかえていただくと。あわせて委員の皆様にもう一度そこは持ち回りで御説明いただいて、御了解を得ると。後で御相談しようと思ったんですが、恐らくそういう手順になるんだろうと思います。よろしゅうございましょうか、小坂委員。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。1点だけ私の方から。実はたまたま、日本年金機構の方の運営評議会委員というのもやらされていて、つい先日それがあって、その中で、これは別に船員保険に特化した話ではなくて、健康保険全般にかかわる話なんです。日本年金機構の方が今、年金記録問題に非常に人手を割いてやっています、かなり窓口業務が、新機構が発足したということもあってちょっと手薄になっているというか、混乱状態がややあると。その中で医療保険関係の資格証明書の発行がちょっと遅れぎみになることがあるというようなお話が先日の日本年金機構の方で出ましたので、これは今後の課題として、日本年金機構と健保協会との間の連携の問題だとは思いますが、特に資格証明書が出ないという話になると、場合によっては御本人にとっては非常に影響が出る話なものですから、その辺、先方様との連携の点をぜひよろしくお願いしたいと思います。向こうも向こうで、年金記録対応に非常に人手が割かれてかなり大変な状況であるという、現時点での特殊状況はあると思いますけれども、そういうことがありましたので、ひとつお願いをしたいと思います。

貝谷理事 今のお話の関係で1点御説明申し上げます。座長からは、年金機構と協会との関係でよくやるようにという御指摘でございます。私どもも全くそう思っておりまして、船員保険も当然でございますし、健康保険全体の業務、保険料収納、先ほどの資格証明書の発行、被保険者証の発行等も年金機構経由でいろいろお願いしており、業務の基幹的な部分を年金機構に負っている部分がございます。そういう意味では、私どもから丁寧をお願いをしながら相互に連携を深めていきたいと思っております。行政が入りまして協会と日本年金機構との調整会議というものを立ち上げるべく、準備会合等を行っております。今御指摘の窓口業務、あるいは保険料の収納という大変重要な点を含めて、きちんとできるような体制をしっかりとつくりたいと思っております。それから、私どもの理事長も先方の理事長に直接伺いまして、さまざまな面での協力関係をお願いしてきているところでございます。引き続きそういう面での強化に努めていきたいと思っております。

岩村委員長 どうぞよろしくお願いいたします。そのほか、よろしゅうございましょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 あわせて、労働基準監督署との連携があって、最近どうも企業の、特に水産関係の小さな会社が、かつては漁業協同組合が窓口になって保険業務をやってきたんですけども、これが漁業協同組合が1県1漁協という形になって保険業務を撤退している漁協さんが結構多くなったということもあるんだと思いますけれども、そういう中で今回の改正ということで分割された。窓口はどこなんだということで、非常に問い合わせが最近多くなってきて、各小さな企業にとっては船員保険の窓口相談を。ところが、雇用保険関係も含めて、それは窓口が違いますというような形で一方的に言われることが多いということで、その辺も制度が落ち着くまで、どここの船員さんが所在するこういう労働基準監督署の窓口相談してくださいとか、その程度のきめ細かなアフターケアというんですかね、その辺もあわせてお願いできればと思いますので、非常に現場の方が混乱しているという状況だけは御理解いただければと思います。よろしくお祈いします。

岩村委員長 それでは、その点はどうぞよろしくお祈いいたします。ほかにございませんでしょうか。ないようございまして、平成22年度事業計画及び予算(案)船員保険事業分につきましては、先ほど問題になりました11ページのところについては、特別支給金のところを精査いただいて、もう一度作り直していただいて、それを各委員のところを回って御確認をいただき、問題がないかどうかを御確認いただくと。そのことを条件としまして、原案どおり了承すると。そして、船員保険協議会としては特に意見はないと、そういう扱いにさせていただければと思います。最終的に各委員を回って御意見を伺った結果については、私のところでもう一度事務局から報告を受けて、問題がないということを確認した上で正式に意見なしという扱いにすると、そのような手順にさせていただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

{「異議なし」の声あり}

ありがとうございました。それでは、今言ったような手順で、最終的には私の方で再度確認させていただきまして、それをもちまして船員保険協議会としての了承ということにさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈いいたします。

それでは、今の点はありますけれども、それが終わったというところから、今後の手続ということについて事務局の方から説明をいただきたいと思ひます。

神田次長 本日お諮りいたしました平成22年度事業計画及び予算(案)船員保険事業分

につきましては、今後3月に予定しております運営委員会の議を経まして厚生労働大臣に対して認可の申請を行う予定となっているところでございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。なお、委員長としては、今後こういう手違いのないように、事務局におかれましてはくれぐれも書類作成において注意していただきたいと思います。

それでは次の議題に入りたいと思います。第2の議題は、準備金の管理・運用についてということでございますので、資料が提出されておりますから、まずその資料に基づいて御説明をいただきたいと思います。では、事務局の方でお願いいたします。

神田次長 資料2になります。準備金の管理・運用についてでございます。協会が国から承継しました積立金でございますが、法令上は準備金という名称で、直近3年間の保険給付費に要した費用の1事業年度当たりの平均の12分の1に相当する金額を毎年度末に準備金として保有しなければならないとされているところでございます。この法定準備金に当たるものが40億円程度になります。このほかに、被保険者保険料負担軽減準備金として約200億円程度。災害保健福祉事業等準備金として60億円程度。合計約300億円程度でございますが、最終的な金額につきましては21年度の決算時に確定するところでございます。この準備金の管理・運用に当たっての基本的な考え方でございますが、資金の性格から申しまして、下の から にありますように、職務外の保険給付費等の費用の増加と、不測の事態に備えるため、法令の規定に基づき保有しなければならないもの。被保険者保険料負担軽減に充てるための財源として保有しているもの。職務上の給付、保健福祉事業に要する費用に充てるため財源として保有しているものでございます。これらの準備金につきましては、まず安全確実に、その上で有利な管理運用を行うことを基本としております。また、大きな支出の際の資金不足に備えまして、一定額につきましては流動的な資産として保有する必要がございます。

2ページになりますが、運用に当たっては、効率的な運用を行う観点から、準備金の性格にかかわらず一体的に運用することとし、運用収益については運用額により配分してはどうかと考えております。なお、運用方法につきましては、法令上の規定により、国債、地方債、政府保証債等と一定の制約があるところでございます。

具体的な運用方法でございますが、比較的長期間、1年以上にわたって運用が可能と考えられる額、当面200億円程度かと考えておりますが、これにつきましては国債を中心とした債権による運用を行いまして、その他につきましてはキャッシュフローの状況等を勘

案しまして流動性の高い資産として保有しなければならないものについては金融機関への預金等にしてはどうかと考えております。

また、スケジュールとしては、今後協会としての運用規程あるいは基本方針を整理した上で、5月をめどに運用を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。ただいま準備金の管理・運用につきまして事務局から御説明いただいたところでございますけれども、これの提案につきまして御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。具体的には、2枚目の具体的な運用方法というところにありますように、当面200億円程度については比較的長期にわたって運用ということで、国債による運用をしましょうということであり、それ以外でキャッシュフローとの関係で流動性の高い資産というのは金融機関への預託という御提案だと思っておりますけれども、田中委員、どうぞ。

田中委員 今の御説明の内容で私はいいんじゃないかと思えます。資金ですから、当然流動性あるいは非流動性という枠をしっかりと確認しながら、かつ、安全第一で運用をお願いしたいと思います。したがって、国債あるいは地方債を中心とした債権ということですが、提案は国債ということに限っておりますし、満期保有が前提という内容かと理解しますので、こういう経済も不安定な時代でございますので、安定的に堅実に運用をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。小坂委員、どうぞ。

小坂委員 私も、5月からの運用という部分では異論はないんですけれども、少なくとも5月までの間の御説明が全然なかったと思うんですね。現在どういうふうにして全体のお金が管理されているのか。手続は、基本的にはこういう場を設けられなくて手続ができなかったので、現行は全額銀行預金になってますというような話が前提にあってしかるべきかなという気がしたので、その辺だけ教えてください。

岩村委員長 それでは事務局の方でお答えいただけますでしょうか。

神田次長 現在、協会のメインバンクでありますみずほ銀行の方の普通預金、決済型ということで、元本が保証されるという形で無利息の形になりますが、そういう普通預金の口座に入っております。

小坂委員 基本的にメガバンクといえますか、みずほさんなり、それなりの銀行が倒れ

るときは日本の国家が倒れるのと同じような話なので、数百億というものを決済型の無利息の預金でいいという姿は余りよろしいとは思えないんですね。確かに元本は保証しなければならないという部分は十分、私も経理担当役員をしておりますから理解はしておりますけれども、何かちょっと違うような気がします。意見です。

岩村委員長 ありがとうございます。御意見ということで承りたいと思います。そのほかいかがでございましょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 これは私の意見でございますけれども、おととしのリーマンショック以降、民間銀行については従前よりも大分確実性が低下していると思われまます。したがって、200 億円の国債は大賛成ですし、流動性のある部分につきましても、国債は市中売買も可能ですから、必要なときに売るという前提で、国債の期間保有という形も視野に入れて、できるだけ多額の部分を国債で押さえていただきたいと希望いたします。

以上です。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。その点はまた事務局の方でも御考慮いただいて、メリット・デメリットもあろうかと思っておりますので、御検討いただければと思います。ほかにかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、特にこの件についてはほかに御意見もないということでございますので、この船員保険の準備金の管理・運用ということにつきましては、原案どおり了承するというところでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、議事次第の3番目に進むことにいたします。今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討についてということでございます。事務局の方から資料が出ておりますので、まずそれに沿って御説明をいただきたいと思います。

神田次長 資料3をごらんください。昨年の船員関係者間の合意を踏まえまして、今後の検討の枠組み案を御提案するものでございます。これまでは船員保険の保険者であります国（社会保険庁）が実施主体として直接的あるいは間接的に各種事業を実施してまいりました。今般22年1月から協会が引き続き実施することとされた事業は、経過的な事業も含めまして、このうちのアンダーラインの部分の事業でございます。雇用安定事業や災害防止対策事業を除くほとんどの事業を引き継いだところでございます。

この後の保健・福祉事業のあり方に関する基本的な考え方でございますが、まず、協会が保険者として被保険者、その家族の健康の保持・増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を、利用者のニーズに沿った形で実施していくことを基本としております。そのためには、これまで実施してきた事業を単にそのまま継続するのではなくて、事業の実施状況等を把握した上で効率的・効果的な事業とする必要がございますので、主に次の5つの点について調査・分析を行うこととしております。

1点目が、これまでの事業の沿革、内容に至った経緯の調査。2つ目が、事業の実態把握と改善点の洗い出し。3つ目が、事業の効率的な運用を行う観点からの加入者等へのニーズ調査。4点目が、国内における他の団体等における船員に対する事業の実態調査。最後が、可能な範囲での諸外国における船員に対する福利厚生事業の実態調査でございます。

検討作業の進め方でございますが、船員労使団体の参画を得た作業チームを置きまして、定期的に検討内容を協議会に報告する形を考えているところでございます。その作業チームの構成メンバーにつきましては、船主側各団体からと、船員側及び協会船員保険部をメンバーとしまして、必要に応じて、現在一部の事業を受託しております船員保険会の参加を求めることとしたいと考えております。このチームの検討につきましては当面月1回程度。また、検討状況の報告を受けて協議会としての御議論をお願いしまして、結論が得られたものについては順次実施していったらどうかと考えております。

以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは今御説明のありました、今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討について、御意見、御質問等をいただきたいと思います。大内委員、どうぞ。

大内委員 今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討ということで、検討会を立ち上げていただくということで、これについては全く異存のないところでございまして、今5つの項目がここにお示しいただいておりますけれども、社会保険庁時代には福祉施設を中心に大分福祉ということでは切り捨てられてきたような印象がどうしても否めないんですけれども、ここにきてまた改めて船員の福祉の問題について検討していただくということについて、先ほど申し上げたようなところでございます。今、船員の関係で一番大きな問題というのは、船員の後継者確保ということが一番大きなテーマになっておりまして、海運関係では、外航海運、内航海運を含めて、平成20年の交通政策審議会で、将来的に船員をどう確保していくのかということで数値目標を設定し、これに向かって確保しようとい

うことで労使間で取り組んでいくということに、国も含めて取り組んでいこうということになっております。

一方、水産関係についても、同じように高齢化が進んでまいります。そういう中で農林水産省あるいは水産庁は、国民の生活、食の生活の安心・安全ということで、自給率向上という数値目標を設定しまして、これに基づいて自給率を向上させていこうということで取り組んでおられます。そういう中で一番問題になってきているのが、これまた高齢化という中での後継者の確保の問題でございます。自給率の目標値を設定しても、それを担う生産現場が一体どうなっているのかという問題が今問われているところでございまして、そういうところで後継者を、国あるいは関係者、我々も含めてですけども、こういうことで今取り組んでいるというのが現状でございます。

こういうことで、調査項目あるいは調査ポイントということで分析を行うとこういうことになっておりますけれども、例えば諸外国における船員に対する福利厚生事業の実態調査ということが1項目入っております。これで諸外国のやつを見てみますと、社会保険料の負担軽減だとか、海運先進国では既にそういうこともしております。これは我々自身、船員の負担軽減ということよりも、雇用あるいは後継者を確保するという前提の中で、これは船主側の負担を軽くする、こういう制度をとっている国も中にはございます。そういうことで何とか自国の船員を確保していこうというのが海運先進国がとっている政策だということです。

そういう意味で、このような保険に関しても、あるいは、ちょっと話が別なところに行きますけども、船員の税制問題だとか、そういう部分での対応というのがイギリスだとか、ノルウェーだとか、ドイツ、フランス、デンマーク、オランダというようなところで既に実施しているという実態もございまして、この検討会でどこまでこういう問題について論議ができるのかわかりませんが、私どもとしては将来の船員の後継者確保という観点で、そういうところも念頭に置きながらこの問題に臨んでいきたいと思っております。これは意見でございます。以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、特に御意見もないということでございますので、今後の保健・福祉事業のあり方に関する検討という点につきましては、原案どおり当委員会として了承するということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、4番目の議題でございまして、先ほど問題になりましたことでございますけれども、船員保険特別支給金の支給についてということでございます。これについても資料がございますので、まず資料に基づいて事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

神田次長 資料4になります。平成19年の雇用保険法等の一部を改正する法律によりまず船員保険法の改正によりまして、職務上の事由による給付につきましては基礎的な給付を労災保険から支給、従前の給付水準を維持するために補完的に船員保険から給付を行うという仕組みとされたところでございます。しかしながら、今年1月以降、従前の給付水準が補償されないというケースが発生することが想定されております。1つは、傷病手当金特別支給金の事例でございます。改正前の船員保険では職務上の事由による傷病手当金、標準報酬の6割に相当する額ですが、この支給を受ける者に対しまして、さらに福祉事業として傷病手当金の日額の3分の1に相当する金額を支給してきたところでありまして、休業期間中につきましては合計で標準報酬の8割に相当する金額を補償してきたところでございます。

一方、労災保険の休業給付につきましては、療養開始後1年6カ月を経過しますと給付基礎日額に最高限度額が定められておりまして、新制度における船員保険の休業手当につきましては、この最高限度額が標準報酬日額の6割に満たない場合に給付を行うこととしております。

これらの給付に加えまして、労災保険から最高限度額の2割に相当する金額が特別支給金として支給されるわけですが、この最高限度額が標準報酬日額の6割に満たない者については従前の給付水準を満たさないというケースが生じる恐れがございます。

もう1つの方は、船員法のいわゆる予後手当に相当する傷病手当金でございます。改正前の船員保険法では船員法の予後手当に相当する給付が職務上の傷病手当金の一部として支給されてきたところでございます。新制度におきましては、基本的な給付については労災保険から支給されるようになったわけでございますが、労災保険における労働不能と船員保険法における職務不能の考え方が一部異なるなどの理由によりまして、予後手当に相当する給付が行われないという状況になっております。

支給に係る考え方でございますが、特別支給金につきましては従来から法定給付を補完

するものとして福祉事業により実施してきているところでございます。今般、協会の実施する福祉事業として特別支給金に関する規程を整備しまして、これらの事例について給付を行うこととしてはどうかと考えているところでございます。

名称につきましては、仮称でございますが、休業手当金特別支給金とし、労災保険による保険給付、あるいは船員保険の保険給付と併せて支給を行うこととしております。支給期間及び支給金額につきましては、1つは、療養給付を開始した日から起算して1年6月を経過した日以後の期間に対しまして標準報酬日額の100分の80に相当する金額から、労災法に定める額、あるいは船員保険法に定める額を控除した額を給付する。もう1つが、療養を受けなくなった後1月の範囲内の期間に対して標準報酬日額の100分の80に相当する金額を給付することとしております。

3ページにそのイメージを表にしております。1日目から1年6月目以降までありますが、1日目～3日目というのは労災保険による給付がないということで、船員保険独自の給付の休業手当金ということで、標準報酬日額の全額が支給されているところでございます。以下、4日目～4月、5月目～1年6月、これにつきましてはそれぞれ労災保険、船員保険から法定給付あるいは特別支給金が支給されますので、従前の給付が補償された水準となっているところでございます。今回御提案しているのが、1年6月を経過した部分でございますが、これにつきましては労災保険から休業給付として最高限度額の6割と、特別支給金として最高限度額の2割の、合計で最高限度額の8割が支給されるところでございます。一方、船員保険の方からは休業手当金として標準報酬日額の6割から最高限度額の6割を引いた額、それにプラスして、休業手当金特別支給金として標準報酬日額の2割から最高限度額の2割を引いた額、この点線の部分になりますが、この部分について特別支給金として支給してはどうかと考えているところでございます。一番下は、療養を受けなくなった日から1月以内の範囲内において休業手当金特別支給金として標準報酬日額の8割を支給するものでございます。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました船員保険特別支給金の支給につきまして、御意見、御質問をいただければと思います。清水委員、どうぞ。

清水委員 御提案どうもありがとうございました。ぜひこういう方向でやっていただきたいなと思います。1つ質問ですが、1年6月以降の労災保険の特別支給金ですけれども、これは支給されないということではなくて、支給はされるけれども、ベースになる日額が

最高限度額の適用によってそれまでの額よりも減るので、その減った分を休業手当金特別支給金で補完するという趣旨だと理解してよろしいかどうか、それが1つ質問です。

それから、これは意見になりますけれども、こういった部分は非常に詳細な部分でございまして、当初、法律を改正するときこういったところまで十分わかってなかった部分かなと思います。いわば想定外の部分かなと思っております。こういったところは、もしかしたらほかにも穴の部分があるかもしれないので、そういう問題を認識できた時点で随時この協議会の場で対応について検討していくという方針で今後進めていただきたいなど、これは意見として申し上げておきたいと思っております。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。事務局の方でお答えいただければと思っております。

神田次長 1点目の御質問は、委員御指摘のとおり、労災保険からも支給されますが、最高限度額の2割ということで、一部従前の給付水準を満たさないケースがございますので、今般その部分を補てんするという仕組みでございます。

高原理事 御指摘の2点目でございますけれども、現時点ではこういう2つの給付で従前の給付水準が補完できるというふうに考えております。今後仮にまた手当てが必要な部分が出てくることがありましたら、また、それはその都度本協議会に、私どもで具体的な内容を検討してお諮りさせていただきたいと思っております。

岩村委員長 よろしゅうございましょうか、清水委員。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この船員保険特別支給金の支給につきましては原案どおり了承するというにしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、議題の5番目でございます。船員福祉施設に対する支援措置ということでございます。まず資料に基づきながら事務局の方で御説明をいただきたいと思っております。

神田次長 資料5になります。これにつきましても、昨年の船員関係者間の合意を踏まえまして、船員保険福祉施設に対する支援措置を御提案するものでございます。具体的には、船員保険の福祉事業の1つとして、船員保険施設を活用した福祉事業、保養事業を実

施するものでございます。船員保険の福祉施設につきましては、船員保険法の規定に基づきまして、保険者である社会保険庁が、船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置したものでございます。これが今般の船員保険法の改正によりまして22年1月から協会が保険者になることなどに伴いまして、船員保険福祉施設の整理・合理化の方針に基づきまして、今後とも船員の福利厚生を確保するために船員保険の福祉事業を提供する施設として将来にわたり事業を継続し、安定的かつ健全な一体運営を行っていく優良な民間法人などに譲渡または一定期間有償貸付することとされまして、昨年12月に国が行いました一般競争入札によりまして、財団法人船員保険会が落札しまして、有償譲渡または有償貸付されたものでございます。現在4カ所の健診施設、5カ所の保養所、4カ所の福祉センターがございます。

この保養事業の実施内容でございますが、船員保険の加入者等の方々に保養等の場を提供するために、この施設のうちの保養所及び福祉センターにつきまして、船員保険の加入者等が優先的に利用できる環境を構築したいと考えております。具体的には、保養事業の実施を、施設を保有しております船員保険会に委託することとしまして、契約書には次の4点を盛り込むこととしております。1つは、船員保険の加入者等に対する優先的な利用に配慮すること。2つ目が、入出港時等の急な宿泊が発生した場合に備えた宿泊室の確保等、船員労働の特殊性に配慮していただくこと。3つ目が、利用料金、利用条件についての船員への配慮。4点目が、経営改善努力でございます。

委託費につきましては大きく3点に着目してお支払いするというところで、1つは、優先利用が図れるために複数室分の利用料金相当額。2つ目が、船員の無料日帰り入浴者がございますので、これの利用料金相当額。3点目が、加入者等の宿泊の利用に応じまして、現在でも船員と一般の方は料金に差があるようでございますので、当該利用料金の低廉分相当額といたしまして、こういった考え方にに基づきまして今後船員保険会との間で具体的な内容を調整の上、予算の範囲内で支援措置を執行することとしたいと思っております。なお、予算的には3億円を計上しているところでございます。

委託期間でございますが、福祉センターの有償貸付期間が24年12月末までということになっておりますので、そこまでは事業が実施できることとしまして、その後の取り扱いにつきましては福祉センターの取り扱い等を踏まえまして24年秋頃までをめぐりに検討するとともに、それまでの間におきましても施設の利用状況、経営状況などによりまして、必要がある場合は委託内容の変更を検討してはどうかと考えております。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。ただいま御提案いただきました、船員保険福祉施設に対する支援措置につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思えます。三木委員、どうぞ。

三木委員 福祉施設に対する支援措置の御説明、どうもありがとうございます。こういう内容で予算を3億円計上ということで、予算にそういう金額を出していただいているわけなんですけども、現在、我々内航海運の置かれている状況もちょっと御説明した上でお願い申し上げなきゃいけないと思いますので、発言させていただきます。おととしから世界的な大恐慌状態を来しているわけでございますけれども、我々内航海運業というものは主として日本の重厚長大産業の海上輸送を担うサービス機関でございます。約1年ちょっとの間、日本の経済は大変な苦しみ方をしたわけなんですけども、その間、中国は若干なりともまだ経済が伸びている中で、経済の中心が日本から中国及び東南アジアの方へどんどんシフトしている状況でございます。そのために、日本の重厚長大産業は事業の拠点をどんどん海外にシフトし始めている傾向が見られております。したがって、今内航海運で使っております船舶については、相当返船が行われておりますし、今後もこの傾向は緩むことはないのではないかと懸念しております。こういう中で、船員に関する保険料の納付額も将来決して楽観を許さない、かなり厳しい状況が予想されますので、できるだけ関係者の皆さんにおかれましても経費の節減、あるいは知恵を絞って、少ない財源を有効に現場の船員のために活用していただくということをお願いしたいと思えます。状況につきまして、どうか深く御理解賜った上で、事業計画を進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。御意見ということで、事務局の方でも承っていただきたいと思えます。そのほか、いかがでございましょうか。清水委員、どうぞ。

清水委員 意見でございます。同じ資料の3ページに参考ということで、施設検討小委員会の取りまとめの抜粋がございます。その3の(2)の核になる部分をはしょって読みますと、存続施設については安定的な運営のために必要な支援措置を行うものとしてございまして、委託費の具体化に当たりましては、委託先の船員保険会と十分調整を行っていただけて決めていただく。この提案の中にも書いてございますように、そういうことをお願いしたいと思えます。

以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、特にほかに御意見、御質問ないということでございますので、船員保険福祉施設に対する支援措置につきましては、原案どおり了承ということにさせていただきたいと思えます。

次に、事務局から報告事項ということでございますが、船員保険職務上年金などの2月定期支払いに係る振込不能の発生ということについての御報告をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

神田次長 それでは報告資料をごらんいただきたいと思えます。健康保険協会では主に旧法の職務上年金あるいは第2種特別支給金について引き受けたところでございますが、基本的には年6回の支払期がきます。偶数月であります。最初の支払いを平成22年2月15日に9861件の振り込みを行ったところでございますが、このうち144件の振込不能が発生いたしました。

その理由及び件数につきましては、名義相違とか口座番号相違等が127件、口座解約済みが3件、以下、受取人死亡等が12件、その他2件でございます。この原因としましては、昨年12月まで社会保険庁の方で支払いをやっていたわけですが、その当時は国庫金ということで日本銀行を通じて振り込みを行っておりました。本年1月からは健康保険協会が支払いを行うということで、全国銀行協会が管理する金融機関データを使用いたしまして、当協会のメインバンクでありますみずほ銀行を通じて振り込みを行ったところでございます。その際に、従来金融機関の支店の統廃合などによりまして受取人の口座データと振り込み依頼データの一部に相違があった場合でも、金融機関側の配慮によりまして振り込みを実施していたケースがございまして、このために今般社会保険庁から引き継いだ口座データにより振り込みを行ったところ、振込不能となったというのが主な原因と思われま。

この対応につきましては、受取人が死亡された方以外の理由によって振込不能になった方につきましては、2月19日までに振込不能となった旨、新しい口座情報の提供をお願いする旨の御案内を特定記録郵便で発送したところでございます。現在、受給者から正しい口座情報の提供があり次第速やかに再振込の処理を行っております。できるだけ早くすべての振り込みを完了することとしております。なお、受給者からの問い合わせなどによりまして正しい口座情報が確認できた件数につきましては、2月23日現在で46件ございまして、これについては再振込の処理を行ったところでございます。

以上、御報告でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見などございますでしょうか。多分、受給者の方は高齢者の方が多いかと思しますので、御説明等を丁寧にしていただかないと、全国健康保険協会何のこっちゃということではなかなか御理解が得られないというようなこともあろうかと思しますので、そのところのフォローはぜひよろしくお願いしたいと思います。

特段ないようであれば、この報告については承ったということにさせていただきたいと思えます。

その他、何か、特にこちらとしては用意してございませんけれども、御意見、御質問ありましたらと思えますが、お手が挙がりましたので、清水委員、お願いいたします。

清水委員 ありがとうございます。1つ質問と、意見というか、お願いをさせていただきたいと思えます。まず質問であります、さまざまな給付と報酬との調整の問題でございます。改正前の船員保険におきましては、報酬と給付との併給調整というのは特にございませんでしたけれども、法律改正によりまして新しい船員保険の方では報酬との調整が新たに盛り込まれたということになっております。これはあくまでも職務外の給付に対するものでございます。一方、以前の船員保険で給付してありました職務上に係る分については、そのメインの部分が労災保険で手当てされるということになりましたので、労災保険法の併給調整の規定が船員についてもそのまま適用されるということになるはずでございます。そして、船員保険から船員独自の上乗せ部分ということで、例えば労災保険の休業手当に対して上乗せで支給される部分、休業手当金、この船保から給付される休業手当金についても報酬との調整については、船保の職務外の調整規定じゃなくて、労災の方と同様の調整規定がたしか改正法の中で盛り込まれていたかと思えます。したがって、労災の休業給付、船保からの休業手当金、これらについては労災保険の調整規定が一元的に適用されるというふうに理解しているところでございます。

そこでなんですが、船保の職務外給付に対する調整と、労災保険法上の調整規定は、若干中身が違っておまして、私の理解では、労災保険の併給調整というのは、例えば休業給付の場合について申し上げますと、一部就労した場合に、それに対して報酬がある、給与が支給されるという場合について、その給与の部分と手当との部分を調整するという考え方に立っていたかと思えます。したがって、全休の場合にはその調整が結果的にはなされないというふうに私は理解しているところですが、そういう理解でよろしいかどうか

かということが1つでございます。

そして、ここからが本題なんですけれども、実は労使間では公的な保険とは別に、労働協約の中で法定外の災害補償に関するさまざまな取り決めをしております。いろいろあるんですけれども、先ほどの休業手当に関していいますと、見舞金という形で支給される部分がございます。これは不幸にして被災した船員の生活を補償するという意味から出される見舞金でございます。1月1日から労災保険が適用になっているわけなんですけれども、それと新船保から出る休業手当金、これらとの関係ですね。労働協約に基づいて支給される見舞金と、休業給付ないし休業手当金との関係をどう理解したらよいいのか。類似の質問はこれまでも何回かさせていただいてきていると思いますけれども、再度ここで再確認させていただきたいと思います。それが質問でございます。

それともう1つ、意見でございますけれども、先ほど特別支給金の面で補完的な取り扱いをしていこうということで、本当によかったなと思っております。その際に、類似の問題があればぜひ取り上げてほしいということをお願いしたわけなんですけれども、若干その趣旨に添った発言になろうかと思えます。具体的にどういうことかといいますと、労災保険の給付を算定する場合の賃金日額と、船保の方から給付される標準報酬日額との関係の問題でございます。私の理解でまいりますと、この両者はそう大きな差が出ないように取り扱おうという考え方がありまして、陸上の労働者ですと、けがをした、あるいは病気になった直近の3カ月の平均賃金日額ということになろうかと思えますが、船員の場合には乗下船で大きく賃金が変わるという特殊な事情がございますので、3カ月にかかわらず算定の特例ということで、年間を通じて平準化するという取り扱いになっているかと思えます。結果的には船保の標準報酬日額とそう大きな差が出ないということになろうかと思えますけれども、よくよく考えてみますと、その間に大きな乖離が生じるケースが想定されるわけですね。労災の方で船員の特例ということで、算定の特例ということで定めていただいております方式は、あくまでも1年サイクルを前提にしているわけです。したがって、この1年を超えて2年とか3年の周期でもって乗下船が生じるといった場合については、この平準化方式がうまく当てはまらないケースというのが出てくようかと思えます。陸上勤務をしていて、その後乗船すると。乗船して直ちにけがを不幸にして負ったという場合には、陸上勤務期間中の3カ月ないしさかのぼっても1年の賃金の平準化された金額が算定されるということになりますので、これは船員保険から出る給付のベースになっている標準報酬日額とものすごく大きな差が出てくることになるわけですね。これは先ほどの特

別支給金と同様に、法改正をする際には余り意識されてなかった問題だと私は思います。これをどう見ていくのかというのは、また新たな問題として、ぜひ事務局にも御検討いただき、あるいは現行の法律の中でも、ある部分についてはカバーされるという解釈もできるような気もしますし、そこはどこまでカバーできるのかといったことがはっきりわからないという問題もございますので、このあたりのことはぜひ整理していただいて、私が今申し上げたような問題があるとすれば、新たなテーマとしてどういう対応ができるのかといったことについて御検討いただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたけど、以上です。

大内委員 関連して。

岩村委員長 大内委員、どうぞ。

大内委員 今のお話でございますけど、例えば給付金の調整というところで、これは労使間の協約で決めていまして、そのことを会社の方から給付見舞金という形でも出されますと、給付の調整という形で減額をされてしまうという問題が問題提起されています。それをそうさせないようにするためにどういうことができるのかといったら、例えば会社からの支給じゃなくて、従業員の共済会みたいのところから見舞金として給付されると、それは給付の調整対象外だというお話も伝わってきておりまして、さらに、船員保険法が改正になって新しい保険に統合していくという中で、いわゆる従来の船員保険で給付されていた部分についてすべてカバーをしていこうという形で、さまざまな部分について特別支給金という形で整理されてきてるんだけど、ここの部分だけはどうしても抜け落ちてるんじゃないかと。こういうのは今回のこの問題提起なんですよ。そういうことから、従来の論議の、改正に伴っての船員保険給付の趣旨といいますか、そういうことからしますと、その辺の給付の調整部分については、従来のような形でも給付の調整という形でされないような形で、何とかその辺のところをやっていただきたいというのが今の趣旨でございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、保険課長、お願いします。

吉田保険課長 この場にオブザーバーとして参加させていただいております保険課長でございます。この機会での御質問、制度にわたる部分も多々ございますので、まず私の方から、先ほど清水委員の方からございました2点の御質問に関して、後段の意見にわたる部分についても若干コメントをさせていただきたいと思います。

まず、今回の法改正以降における船員保険からの給付と報酬とみなされるような給付の関係の調整。事実関係については清水委員が御説明いただいたようなことと基本的な認識は私どもも共有しております。その上で改めて若干の補足をさせていただきますと、改正後の船員保険法第 86 条に、休業手当金と報酬との調整という、先ほどもお話がございましたような規定がございます。これは労災補償法に類似する規定にならって今回設けられたものでございまして、具体的には今般の傷病手当金改め新船保法における休業手当金と、労働に対して支払われる報酬の額との間の調整規定という形になっております。そういう意味では、労働に対して支払われる報酬があった場合においては、先ほどございましたような休業手当金について調整がなされるというのが基本。それが御質問に対する 1 点目の確認的な答弁でございます。

その上で、2 点目にございました、労働協約で、例えば法定外の見舞金のようなものがあつた場合どう考えるかという御質問、あるいは大内委員が補足されました、会社からじゃない場合はどうか。会社からじゃなくせばその部分がクリアできるのかという御趣旨の問題提起を合わせて考えますに、「労働に対して支払われる報酬」というのが法律の文言であり - これは従来の労災法の考え方ともそろえる必要があるであろうということで、労災法関係部局とも改めて確認をさせていただきましたけれども - 結論からいえば、見舞金という名において労働協約において支払われているもの、実態についてはよくよく労使双方の御意見を把握する必要もあろうかと思いますが、我々が承知している限りでいえば、見舞金という名前が示しておりますように、いわゆる「労働に対して支払われる報酬」という形にみなされないという場合においては、先ほど申し上げました、従来の労災法もそうでありますけれども、新船保法における調整規定も発動されないということでございますので、結果的にその部分については両方の給付が受けられるということになるのが船員保険法の改正後における考え方かと思えます。そういう意味では、見舞金という性格にもよるということは繰り返し申し上げたいと思いますが、「労働に対して支払われる報酬」でないということが整理できる、労使においてそれも確認されているということであれば、それは別に従業員の方々の共済組織からでなく、会社から支払われていようと何であろうと、振出人がだれかということは調整規定の発動には関係ないというふうに私どもとしては思っております。

最後、清水委員の御意見にわたる部分の、日額の考え方につきましては、既に御意見の中にもございましたように、労災部局の方においては今回の制度改正を踏まえ、労使の方々

の御意見、あるいは船員の方々の労働実態、賃金実態というのを踏まえて、暮れに一定の考え方を特例として示されているというふうに承知しております。ただ、改めて「1年を通じて」という考え方で特例が考えられているというのも清水委員の御指摘のとおりだと思っておりますので、きょう新たに意見として問題提起されたことにつきましては、少し労災関係部局の考え方をどういうふうにするのか、私どもとしても働きかけ、確認をしたいと思えます。労災部局の方からまた必要に応じて労使双方の方にも御確認させていただきながら、考え方の扱いについて見直すべきものがあれば見直す、あるいは、今の考え方を丁寧に御説明する必要があるれば丁寧に御説明するという形で対応させていただきたいと思えます。また、それ以降につきましては、制度部局として厚生労働省で、今いただきましたような御意見、あるいは御指摘について対応させていただきますし、それ以降につきましては保険者としての協会の方で御対応いただける部分があれば、協議会の中での御意見を踏まえての対応がなされるものと私どもとしては理解したいと思えます。

岩村委員長 大内委員、どうぞ。

大内委員 今の御説明でよくわかりました。理解できました。そこで、今のお話のような部分、極めて微妙な部分がございますので、その辺の内容については、窓口も含めて徹底して周知をお願いしたいと思えます。改正での移行期に若干の混乱なのかなというふうに思いますが、そういうケースがどんどんたまってまいりますと皆さんストレスを感じ始めますので、そういうことにならないようにぜひ御指導のほどをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

岩村委員長 吉田課長、お願いします。

吉田保険課長 御意見ありがとうございます。先ほどの御議論にもありましたように、実際に新制度移管に伴って実務も変わりました。ある程度の内容も変わりました。それに伴う船員の方々、あるいは船主の方々の現場において混乱のないようにということにつきましては、先ほど協会の方からいろいろとお話ございましたような対応を別途考えたいと思えますし、制度そのものの内容が非常に新しくなったことによりわかりにくい部分があるという点につきましては、確かに役所の中でいえば担当部局が複数にわたっておりますけれども、どこにそういう御指摘をいただいても関係部局が横に連携をとりながら調整していくというのは、これまでもとってまいりましたし、改めてきょうの御指摘を踏まえて関係を徹底したいと思えます。私どもとしてはこれまでの取り組みを徹底しますけれど

も、現場、労使、双方から、やはりこういうことがあるんだという御紹介があれば、遠慮なく私ども船員保険法を所管しております保険課の方に、窓口におっしゃっていただければ、すいませんがそれは雇用の関係、これはすいませんが労災の関係だということはあるにしても、私どもの方できちっと行政内部については対応させていただきたいと思ひますし、あるいは雇用部局の方に入った話についても我々の方にきちっとくるような体制は今後もとっていききたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

岩村委員長 三木委員、どうぞ。

三木委員 ただいまの見舞金の件は、我々事業者側としても見舞金は給料とは全くみなしておりませんということだけここで申し上げます。ぜひ御理解をよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

岩村委員長 問題は、要するに見舞金をどういう方式で算定しているかということで大体決まってくるので、普通、定額でぼんと出してる場合は賃金・報酬とはみなさないんですが、賃金・報酬とリンクするような形での計算方法をとると、それは要するに報酬ではないかというふうに見られてしまうという、抽象論としてはそういうことだと思ひますので、そのことを念頭に置きながら御対応を御検討いただければと思ひます。どうぞ、課長。

吉田保険課長 余りこの問題をここで詳細にわたって議論する場ではないのかもしれませんが、法律の専門家でもあります委員長からの御指摘ということもありまして一言。私どもとしては今おっしゃったような見舞金というものの額の決まり方、あるいは考え方もおっしゃったような点あるかと思ひますが、より全体として労働協約の中でどのような見舞金が位置づけられているか、あるいは実態として労使双方においてどのように認識されているかということも踏まえて、最終的に先ほど申し上げました労災法、あるいは船員保険法における労働の対価、その該当性については考えていきたいというのが従来の行政運用であり、それを踏まえて新船保法においても考えていきたいということだけ一言コメントさせていただきます。

岩村委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。清水委員、どうぞ。

清水委員 どうも御答弁ありがとうございました。今のやりとりは本協議会の議事録に残っていくわけですから、それで確認できるということになるんですが、なかなかこの内容が、言ってみればマニアックみたいな部分もございまして、広くわかりやすく説明する

には、この議事録を示して読んでくださいというわけにもまいりませんので、現場の被保険者に理解しやすいような形で確認できるようなことを考えていただきたいと思います。

以上です。

岩村委員長 それでは、御要望ということで、事務局の方でまた御検討いただければと思います。

よろしゅうございましょうか。ほかに特段ないようでしたら、きょうの船員保険協議会はこれで終了させていただきたいと思います。長時間にわたりまして熱心な御議論ありがとうございました。それでは、これで終了いたします。

(了)